※　医療機関

生活保護法指定 介護機関　処分届書

中国残留邦人等支援法指定　助産師

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施術者

　次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定医療機関等 | 番号 |  |
| 名称(氏名) |  |
| 所在地(住所) | 〒　　　－　　　　　　　　　　　TEL(　　　　)　　　　-  |
| 処分の種類及びその年月日 |  |

令和　　年　　月　　日

京都府知事　様

 〒　　　-

住所

届出者　　　　　　　　　　TEL(　　　　)　　　　-

 氏名

 (裏)

注意事項

1　この書類は、貴機関の所在地を所管する市福祉事務所、又は町村の場合は京都府保健所を経由して提出してください。また、開設者でない助産師又は施術者の場合は、住所地を所管する市福祉事務所、又は町村の場合は京都府保健所を経由して提出してください。

2　この書類は、次の場合に速やかに提出してください。

(1)　病院、診療所、指定訪問看護事業者等又は薬局が処分を受けた場合

(2)　医師、歯科医師、助産師又は施術者が処分を受けた場合

(3)　助産師又は施術者が開設する助産所又は施術所が処分を受けた場合

(4)　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護事業者又は居宅介護支援事業者が処分を受けた場合

記載要領

1　病院、診療所又は薬局を届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。医師又は歯科医師が届け出る場合には、本人について記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、本人又はその開設する助産所若しくは施術所について記載してください。

2　地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する支援事業所ごとに記載してください。

　※印のところは、不要のものをで消してください。

4　指定医療機関等の「番号」は、保険医療機関番号又は介護保険事業所番号を記載してください。

5　指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可又は指定を受けた正式な名称を記載してください。

6　「処分の種類及びその年月日」は、生活保護法施行規則第14条に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。

7　届出者の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を、また、助産所又は施術所の開設者の場合は、助産所又は施術所の所在地、名称及び氏名を記載してください。